



シンバイオ製薬株式会社



## 平成24年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

平成24年5月11日

上場会社名 シンバイオ製薬株式会社 上場取引所 大  
 コード番号 4582 URL <http://www.symbiopharma.com/>  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長兼 CEO (氏名) 吉田 文紀  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役兼常務執行役員 CFO (氏名) 前川 裕貴 (TEL) 03(5472)1125  
 四半期報告書提出予定日 平成24年5月14日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無： 無  
 四半期決算説明会開催の有無： 無

(百万円未満切捨て)

## 1. 平成24年12月期第1四半期の業績（平成24年1月1日～平成24年3月31日）

## (1) 経営成績（累計）

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
24年12月期第1四半期	580	66.9	△480	—	△515	—	△516	—
23年12月期第1四半期	348	—	△410	—	△392	—	△399	—

	1株当たり	潜在株式調整後
	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
24年12月期第1四半期	△27.00	—
23年12月期第1四半期	△3,224.54	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。  
 2. 当社は、平成23年6月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。  
 3. 当社は、平成23年12月期第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、平成23年12月期第1四半期の対前年同四半期増減率については記載しておりません。

## (2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
24年12月期第1四半期	6,830	6,089	89.2
23年12月期	7,256	6,605	91.0

(参考) 自己資本 24年12月期第1四半期 6,089百万円 23年12月期 6,605百万円

## 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
23年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
24年12月期	—				
24年12月期(予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無： 無

3. 平成24年12月期の業績予想（平成24年1月1日～平成24年12月31日）

（％表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	2,338	24.2	△1,625	－	△1,652	－	△1,656	－	△86.56

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無： 無

4. その他

（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用： 無

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更： 無
- ② ①以外の会計方針の変更： 無
- ③ 会計上の見積りの変更： 無
- ④ 修正再表示： 無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	24年12月期1Q	19,130,900株	23年12月期	19,130,900株
② 期末自己株式数	24年12月期1Q	75株	23年12月期	75株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	24年12月期1Q	19,130,825株	23年12月期1Q	123,762株

（注）当社は、平成23年6月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続が実施中です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報（3）業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報 .....	1
(1) 経営成績に関する定性的情報 .....	1
(2) 財政状態に関する定性的情報 .....	1
(3) 業績予想に関する定性的情報 .....	2
2. サマリー情報（その他）に関する事項 .....	2
(1) 追加情報 .....	2
3. 四半期財務諸表 .....	3
(1) 四半期貸借対照表 .....	3
(2) 四半期損益計算書 .....	5
第1四半期累計期間 .....	5
(3) 継続企業の前提に関する注記 .....	6
(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 .....	6
(5) 重要な後発事象 .....	6

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する定性的情報

当第1四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

#### ① 国内

抗がん剤 SyB L-0501 (一般名:ペンダムスチン塩酸塩、商品名:トレアキシシ<sup>®</sup>)につきましては、業務提携先のエーザイ株式会社(以下「エーザイ」という)を通じ、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として国内販売を行っています。平成22年12月の発売以来、トレアキシシ<sup>®</sup>の販売は堅調に推移し、当第1四半期の当社のエーザイへの売上も概ね計画通り進捗しました。

本剤につきましては、適応症追加を目的として現在3つの臨床試験を実施しています。そのうち、最も進んでいる臨床試験は再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とした第Ⅱ相臨床試験(日韓共同試験)で、昨年症例登録が完了し、当第1四半期は臨床試験データの分析・評価を実施しました。

その他は、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を対象とする第Ⅱ相臨床試験、再発・難治性多発性骨髄腫を対象とする第Ⅱ相臨床試験ですが、共に患者登録並びに投与を継続して実施しました。

抗がん剤 SyB L-1101(注射剤)(一般名:rigosertib)につきましては、平成24年3月に血液がんの一種である再発・難治性の骨髄異形成症候群(MDS)を適応症とする国内第Ⅰ相臨床試験の治験届が受理されました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第Ⅱ相臨床試験の患者登録並びに投与を継続して実施しました。

#### ② 海外

SyB L-0501につきましては、台湾において平成24年2月に業務提携先であるイノファーマックス社(台湾)により販売が開始されました。その他、シンガポールと韓国での販売も順調に推移しました。なお、シンガポールと韓国では、国内と同様エーザイを通じて販売を行っています。

#### ③ 経営成績

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は、SyB L-0501の国内及びアジア向けの商品販売により、580,816千円(前年同期比66.9%増)となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験、SyB D-0701の臨床試験、SyB L-1101の準備等の費用が発生したこと等により研究開発費361,591千円(前年同期比20.1%増)を計上し、さらに、その他の販売費及び一般管理費247,466千円(前年同期比28.4%増)を計上したことから、合計で609,058千円(前年同期比23.3%増)となりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の営業損失は480,647千円(前年同期は営業損失410,825千円)となりました。また、為替差損を主とする営業外費用35,853千円を計上したことにより、経常損失は515,508千円(前年同期は経常損失392,795千円)、四半期純損失は516,458千円(前年同期は四半期純損失399,076千円)となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 財政状態に関する定性的情報

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ425,949千円減少し、6,830,144千円となりました。流動資産は主として研究開発費等の販売費及び一般管理費の支出により現金及び預金が454,251千円減少したこと等の影響で、前事業年度末に比べ434,560千円減少し、6,743,831千円となりました。また、固定資産は主として開発費の一部を長期前払費用として処理したこと等により、前事業年度末に比べ8,610千円増加の86,313千円となりました。

負債の部については、買掛金及び未払金が合計81,846千円増加したこと等から、前事業年度末に比べ90,148千円増加し、740,677千円となりました。

純資産の部については、四半期純損失516,458千円を計上したこと等から、前事業年度末に比べ516,097千円減少し、6,089,467千円となりました。この結果、自己資本比率は89.2%と前事業年度末に比べ1.8ポイント減少しました。

(3) 業績予想に関する定性的情報

平成24年12月期の業績予想につきましては、現時点で変更はありません。

2. サマリー情報(その他)に関する事項

(1) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 3. 四半期財務諸表

## (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,558,714	4,104,463
売掛金	162,409	158,541
有価証券	1,952,533	1,952,862
商品及び製品	207,467	185,797
前払費用	79,038	86,159
立替金	124,589	170,293
その他	93,638	85,714
流動資産合計	7,178,392	6,743,831
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,468	2,427
工具、器具及び備品(純額)	14,938	13,631
有形固定資産合計	17,407	16,058
無形固定資産		
ソフトウェア	9,541	8,974
リース資産	3,189	3,026
無形固定資産合計	12,730	12,001
投資その他の資産		
長期前払費用	24,300	35,377
敷金及び保証金	23,264	22,875
投資その他の資産合計	47,564	58,252
固定資産合計	77,702	86,313
資産合計	7,256,094	6,830,144
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	308,953	367,812
未払金	277,898	300,885
未払法人税等	19,073	7,556
その他	39,821	59,713
流動負債合計	645,746	735,967
固定負債		
退職給付引当金	2,092	2,186
その他	2,691	2,523
固定負債合計	4,783	4,709
負債合計	650,529	740,677

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,024,610	6,024,610
資本剰余金	5,994,610	5,994,610
利益剰余金	△5,413,091	△5,929,549
自己株式	△17	△17
株主資本合計	6,606,110	6,089,652
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△546	△184
評価・換算差額等合計	△546	△184
純資産合計	6,605,564	6,089,467
負債純資産合計	7,256,094	6,830,144

(2) 四半期損益計算書  
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
売上高	348,103	580,816
売上原価	264,927	452,405
売上総利益	83,176	128,410
販売費及び一般管理費	494,001	609,058
営業損失(△)	△410,825	△480,647
営業外収益		
受取利息	197	459
有価証券利息	583	533
助成金収入	51,891	—
その他	0	—
営業外収益合計	52,672	993
営業外費用		
支払利息	303	75
支払手数料	5,547	2,692
株式交付費	6,958	—
為替差損	19,632	33,066
株式公開費用	2,201	—
その他	—	18
営業外費用合計	34,642	35,853
経常損失(△)	△392,795	△515,508
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,331	—
特別損失合計	5,331	—
税引前四半期純損失(△)	△398,126	△515,508
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純損失(△)	△399,076	△516,458

(3) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

(5) 重要な後発事象

① 当社の取締役に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について

平成24年4月17日開催の取締役会において、平成24年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役4名に対するストック・オプション目的の新株予約権3,625個の発行(割当日:平成24年5月2日)を下記のとおり決議し、平成24年5月2日に対象者に割り当てられました。

新株予約権の数	3,625個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 362,500株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり570円
新株予約権の行使期間	平成26年4月18日から 平成34年4月17日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。</p> <p>(a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(3) その他の条件については、当社と取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する

② 当社の従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行について

平成24年4月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員70名に対するストック・オプション目的の新株予約権4,307個の発行(割当日:平成24年5月2日)を下記のとおり決議し、平成24年5月2日に対象者に割り当てられました。

新株予約権の数	4,307個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 430,700株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり570円
新株予約権の行使期間	平成26年4月18日から 平成34年4月17日まで
新株予約権の行使条件	<p>(1) 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。</p> <p>(a) 平成26年4月18日から平成27年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(b) 平成27年4月18日から平成28年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の2分の1を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(c) 平成28年4月18日から平成29年4月17日までは、付与された新株予約権の個数の4分の3を上限として権利を行使することができる。</p> <p>(d) 平成29年4月18日から平成34年4月17日までは、付与された新株予約権のすべてについて権利を行使することができる。</p> <p>(3) その他の条件については、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する